

○ 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売出し(法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除く。) 及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘(法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。)をいう。</p> <p>五～二十三 (略)</p> <p>(適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等)</p> <p>第十一条の十三 法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める者は、当該適格機関投資家向け勧誘を行う者及び当該適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券の売付けの申込み若しくは買付けの申込みの勧誘を行う適格機関投資家(法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第十一条の十五第二項において同じ。)とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。</p> <p>五～二十三 (略)</p> <p>(適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等)</p> <p>第十一条の十三 法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める者は、当該適格機関投資家向け勧誘を行う者及び当該適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券の売付けの申込み若しくは買付けの申込みの勧誘を行う適格機関投資家とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)

第十一条の十五 (略)

2 法第二十七条において準用する法第二十三条の十四第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一 当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 金融商品取引業者(認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。)、登録金融機関(法第二十一条に規定する登録金融機関をいい、認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。)又は金融商品仲介業者(法第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。次号ハにおいて同じ。)が適格機関投資家以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘(以下この項において単に「勧誘」という。)を行う場合には、認可金融商品取引業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ (略)

二 (略)

3～8 (略)

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)

第十一条の十五 (略)

2 法第二十七条において準用する法第二十三条の十四第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一 当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 金融商品取引業者(認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。)、登録金融機関(法第二十一条に規定する登録金融機関をいい、認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。ロ及び次号において同じ。)又は金融商品仲介業者(法第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。次号ハにおいて同じ。)が適格機関投資家(法第三条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。)以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘(以下この項において単に「勧誘」という。)を行う場合には、認可金融商品取引業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ (略)

二 (略)

3～8 (略)

(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等)

第十三条之二 (略)

2・3 (略)

4 前項に規定する数は、申請のあつた日の属する会計年度の直前会計年度又は事業年度の直前事業年度の末日において当該外国債等の保管の委託を受けている金融商品取引業者又は登録金融機関(法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。)の有する当該外国債等の所有者の名簿に記載されている者(非居住者を除く。)の数により算定するものとする。

5・6 (略)

(法第二十三条の十三第二項又は第四項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十八条之三 法第二十七条の三十の九第二項(法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面を除く。次項において同じ。)において法第二十七条の三十の九第一項を準用する場合の内閣府令で定める場合は、同条第二項に規定する書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を提供しようとする者(以下この条において「文書交付者」という。)において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、書面の交付を受けらるべき者(以下この条において「文書被交付者」という。)に対し

(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等)

第十三条之二 (略)

2・3 (略)

4 前項に規定する数は、申請のあつた日の属する会計年度の直前会計年度又は事業年度の直前事業年度の末日において当該外国債等の保管の委託を受けている金融商品取引業者の有する当該外国債等の所有者の名簿に記載されている者(非居住者を除く。)の数により算定するものとする。

5・6 (略)

(法第二十三条の十三第二項又は第四項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十八条之三 法第二十七条の三十の九第二項(法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面を除く。次項において同じ。)において同条第一項を準用する場合の内閣府令で定める場合は、同項に規定する書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を提供しようとする者(以下この条において「文書提供者」という。)において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、書面の交付を受けらるべき者(以下この条において「文書被交付者」という。)に対し、次項各号に掲げる方法(

、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。

2  
5  
6  
（略）

以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。

2  
5  
6  
（略）